

県内企業による施工に関するQ & A

Q なぜ評価方法を見直すのか？

A ①現行の評価方法では、県外企業でしか施工ができない、または特殊な技術を持つ県内企業でしか施工できない工種は評価対象から外していましたが、それでは特殊な技術を持つ県内企業を下請とするインセンティブがなく、特殊な技術を持つ県内企業の育成に繋がらない評価であること
②発注者が発注事務の段階で、評価から除外する工種を選択することや、入札参加希望者が入札段階で、評価対象の工種が県内企業により施工可能であるかを確認することに多くの事務作業を必要とし、また受注後に県内施工が困難である工種があることが判明した場合の協議に多くの事務負担が生じることから、「特殊工事の県内企業による施工の促進」と「受発注者の入札事務の負担軽減」を図るため、評価方法を見直します。

Q なぜ、割合で評価することで、「特殊工事の県内企業による施工の促進」や「受発注者の入札事務の負担軽減」に繋がるのか？

A 「特殊工事の県内企業による施工の促進」

割合により評価することにより、特殊工種も評価対象に含まれるようになり、入札参加者が特殊工種の下請けとして、県内企業を選択する優位性もあるため、特殊工事の県内企業による施工の促進に繋がるものと考えています。

「受発注者の入札事務の負担軽減」

現行の評価では、県内の企業で施工ができない場合や県内でできる企業が限定されている場合には、その工種を評価から除外しているため、設計書の内容を細部まで確認する必要がある。このため、確認作業に時間を要していたが、割合により評価することにより、少額な工種については確認が不要となることで、発注者の発注段階での事務負担や入札参加者の入札段階での事務負担が軽減されます。

また、契約後に当初、県内企業ができると考えていた工種が県外企業でしかできないと判明した場合、協議による事務負担（不履行等の協議）が伴いますが、割合で評価することで契約後の下請契約のリスクや受発注者の事務負担が軽減されます。

Q 三つのパターンで評価（満点90%、満点70%、評価なし）しているが、負担軽減を考えるのであれば、二つのパターンで評価（70%、評価なし）すればいいのではないか？

A 令和2年度の工事で検証した結果、特殊工種の割合が10%未満（すべて県内企業で施工可能な場合も含む）になる工事が全体の90%になります。パターンを「70%と評価なし」だけにした場合、90%以上の工事が特殊な工種以外に20%分県外企業と下請しても評価が満点となることとなり、県内企業の育成を目的としている評価の考え方から大きく外れることから、3つのパターンとしています。

Q 評価基準を3段階にする理由は

A 1段階目の設定は、意図的な県外二次下請けを防止するため、発注機関が特殊工種の金額に応じて1段階目の評価の割合に収まるよう設定しますが、2段階目は、企業の下請け取引により企業が判断し選択できるよう設定しています。

Q 県外下請等の割合が30%以上の場合に評価しない理由は

A 30%より上の値で評価項目を設定すると、1段階目は「県内企業による施工の割合が50%以上」とすることが考えられます。この場合、工事の半分が県外企業による施工としても満点評価となり、「県内企業による施工」の評価にそぐわないことから、評価基準を設定していません。

Q これまで評価の除外工種を除き県外企業による下請けを認めないような評価方法であつたが、これからは県外企業による下請けを容認するのか？

A 新たな評価方法では、「特殊な技術を持つ県内企業を適正に評価すること」や「受発注者の入札事務の負担軽減」に主眼を置いているため、ある程度の県外企業による下請けを容認する形となります。

しかし、従来から一般的な工種では、普段からの県内企業との取引があることや移動コストの面で県内企業が有利であるため、見直し後の評価でも県内企業育成への影響はほとんどないと考えます。

Q 評価対象を二次下請までとしているのはなぜか？

A 土木一式工事以外の業種において、意図的に二次下請で県外企業を使うことが考えられるところから、より確実に意図的な県外二次下請を防止するため、評価対象を二次下請けまでとしています。

Q これまでの評価ではすべての下請を対象としていたが、見直し後の評価では三次下請は対象としないのか？

A 特記仕様書では下請の次数制限（二次まで）が定められており、三次下請契約を行おうとするときは発注者の承諾が必要なことから、評価の対象は二次下請までで十分と考えます。

Q 履行確認はどのように行うのか？

A 元請の最終契約金額と一次下請、二次下請の最終請負金額により確認します。

Q 当初想定していなかった工種が追加となった場合は？

A 当初契約後に追加された工種は、履行不能協議の対象となります。

Q 現場着手後、積算時に想定した現場条件と実際の現場条件が異なることによる変更が生じた場合は？

A 受注者の責に帰すことのできない事由による変更は、履行不能協議の対象となります。

Q 履行確認は元請と下請の当初契約金額で確認してはどうか？

A 確認を当初契約金額にしてしまうと、意図的に当初契約は所定の率に収まる金額で行い、その後本来必要な金額に変更契約を行うことが考えられるため、最終契約金額による履行確認としています。

Q 満点評価の県内企業90%と70%はどのように定めたのか？

A 評価基準については、他県での評価方法も参考にしながら、三重県での過去の実績を検証し設定しています。

Q 県外企業による施工が占める割合が30%以上なら評価項目を外すとあるが、30%という率は低くないか？

A 過去の実績で検証した結果、実際に30%を超えたと考えられる工事は全体の5%程しか無かったことから、30%以上は外すこととしています。

Q 県外企業による施工が考えられる工種はどのようなものがあるのか？

A 別紙参照

Q 特殊技術を持ち施工できる県内企業がある工種はどのようなものがあるのか？

A 別紙参照

Q 変更契約が工期の終わり近くで行われ、完成時までに下請との変更契約ができない場合も考えられる

A 今回の県内企業による施工の改善にあわせて、建設工事請負契約書の特約事項において規定されている全ての履行確認の期限を、「工期内」から「完成検査まで」に改正します。

Q 県外企業による施工が考えられる工種の材料は施工に占める割合を考える時にどのように扱うか？

A 確認は県外企業が下請契約した金額により行います。

Q 割合で評価することにより、県外下請業者施工部分の増加を元請が拒否することがあるのではないか？

A 設計変更の対象は受注者の責に帰すことのできない事由によるものであり、それはこの評価では履行不能協議の対象となることから、県外企業下請の割合を変えないよう元請側が下請契約変更を拒否することは無いと考えます。

Q 元請負企業が県外企業の場合、一次下請金額総額と県外下請金額との割合で判断されるが、全て自社施工された場合はどう判断するのか？

A 全て自社施工された場合は0点の評価となります。(これまでの評価においても、元請が県外企業のとき、下請工事を全て県内企業で施工した場合以外は評価0点になります。)

Q 今回改正する評価方法を見直すことはないのか？

A 新たな評価導入後に効果・検証を行い、必要があれば改善を行っていきます。

県内企業では施工できない、または県内の特殊技術を持つ企業のみ施工可能な工種
(令和2年度、3年度実績より)

- 路面切削工
- 切削オーバーレイ工
 - 既製杭工
 - 鋼管杭工
 - 場所打杭工
 - 表面含浸工
 - 炭素繊維巻立て工
- ワイヤーソーイング工
 - モノレール工
 - 転石破碎工（ガラパゴスやジョークラッシャーにより破碎するものは除く）
 - 信号移設工
 - 信号撤去工
 - 電気防食工
 - 鋼橋架設工
 - PC橋工
 - 上部工撤去工
 - 鋼製えん堤工
 - 仮橋設置工
 - 仮桟橋設置工
- 土留・仮締切工（硬質地盤クリア工法）
 - 地山補強土壁工
- 薬液注入工
 - 充填工
 - 地盤改良工
 - ケーブルクレーン工
 - 管更生工
 - 管閉塞工
 - 水中溶接工
 - 不斷水工
 - 不断水分岐工

※○のつく工種は施工可能な特殊技術を持つ県内企業が確認できたもの